

きた くぎかいだより

No. 282
発行/北区議会
〒114-8508
東京都北区王子本町1丁目15番22号
TEL 03(3908)9948



新しい議席配置図

宇都宮 章 (共)	本田正則 (共)	福島宏紀 (共)	大畑 修 (立)	佐藤ありつね (立)	花見たかし (立)	赤江なつ (立)	うすい愛子 (立)	大沢たかし (自)	渡辺かつひろ (自)	戸枝大幸 (自)	榎本 一 (自)
さがらとしこ (共)	野々山 研 (共)	せいの恵子 (共)	山崎たい子 (共)	近藤光則 (公)	いながき 浩 (公)	青木博子 (公)	大島 実 (公)	竹田ひろし (自)	石川さえだ (自)	永沼かつゆき (自)	名取ひであき (自)
こまざき美紀 (無(無))	福田光一 (無(新))	野口将人 (共)	永井朋子 (共)	小田切かずのぶ (公)	坂口勝也 (公)	古田しのぶ (公)	宮島 修 (公)	坂場まさたけ (自)	松沢よしはる (自)		
山中りえ子 (無(都))	みつぎ慎太郎 (無(国))	吉田けいすけ (無(維))		くまき貞一 (公)	すどうあきお (公)						

会派名等の略称 自：自由民主党議員団 公：公明党議員団 共：日本共産党北区議員団 立：立憲クラブ 無(新)：無会派(新社会党所属) 無(無)：無会派(無所属)
無(国)：無会派(国民民主党所属) 無(都)：無会派(都民ファーストの会所属) 無(維)：無会派(日本維新の会所属)

臨時会の概要

●第1回(4月26日)

区長から提出された専決処分1件の承認及び議案1件の議決を行い、同日閉会しました。

●第2回(5月21日)

正副議長選挙、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任等を行いました。その他、区長から提案された議会選出の監査委員2名の選任にそれぞれ同意し、同日閉会しました。

議決した議案等

議案名	概要	自	公	共	立	無(新)	無(無)	無(国)	無(都)	無(維)	議決結果
第1回臨時会											
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例の専決処分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
令和3年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算：2億4,762万2,000円の増	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第2回臨時会											
東京都北区監査委員選任の同意について	いながき 浩 議員	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	同意
東京都北区監査委員選任の同意について	花見 たかし 議員	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	同意

議長は表決に加わりません。

○：賛成 ×：反対 ▲：棄権退場

議長・副議長のあいさつ

私たちは、5月21日に開会された北区議会の臨時会におきまして、議長・副議長に選出され、議会運営の要職を担うことになりました。誠に光栄なことと感謝いたしますとともに、その責務と使命の重大さをあらためて痛感し、身の引き締まる思いです。

このたびの臨時会では、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」が設置されるなど、新たな課題にも適切に取り組む体制でスタートすることとなりました。

北区政は、長引く新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとして、少子高齢化の進展や防災・減災対策、デジタル化や多文化共生施策の推進、そして脱炭素社会の実現など、取り組むべき課題は幅広く、ますます多様化しています。

これら北区が直面する諸課題を克服するためには、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割は、今後一層重要なものになると考えております。

区議会といたしましては、区民の皆さまのご要望を的確に区政に反映させるため更に議論を重ね、北区の益々の発展のため議員全員が一丸となって全力で取り組むとともに、議会と区が両輪となり、人とまちと未来が輝く「ふるさと北区」の実現に

向けて、着実にその歩みを進めてまいり所存です。

今後とも皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。



左：名取 ひであき 議長 右：小田切 かずのぶ 副議長

※北区議会では、マスクの着用や会議中の換気、本会議場及び委員会室等へのアクリル板の設置など、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。
また、密を避けるために、本会議や委員会等の傍聴者の制限を行うとともに、議員が控室で会議音声を聴取している場合があります。
※5月から10月までの間、節電対策の一環としてクールビズ(軽装)の取組を行っています。区民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

区議会のしくみは

○区議会議員は区民の代弁者です

【議会を構成する議員】

議会は区民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。議会は区民を代表する機関であり、区民の意思を区政に反映させる重要な役割を担っています。

【任期及び定数】

現在の北区議会議員の任期は、令和元年5月1日から令和5年4月30日までの**4年間**です。

議員の定数は、条例により**40人**となっています。

○議長は議会の代表・進行役です

【議長・副議長の選出方法】

議会は、議員の中から選挙で**議長と副議長**を選びます。任期はいずれも議員の任期ですが、議会の許可を得て辞職することができます。

【議長の仕事】

議長は、議会のリーダーとして会議の運営や秩序の維持に努め、議会に関する事務処理を指揮し、対外的に**議会を代表**します。

副議長は、議長が欠けたとき、病気や出張などで不在の場合、代わりに議長の職務を行います。

○議会には本会議と委員会があります

【本会議と委員会】

議会の最終的な意思決定（議決）は、**本会議**で行われますが、この本会議の予備審査機関として**委員会**が設けられています。

このような委員会制度をとるのは、本会議ですべての問題を議論するよりも、部門（所管）ごとに分かれて専門的に審査を行った方が**能率的**で、より深い議論ができるからです。

【委員長・副委員長の選出方法】

委員会において委員長と副委員長を委員から互選します。任期はいずれも委員の任期によります。

【委員長の仕事】

委員長は、委員会を招集するとともに、委員会の議事の進行や整理を行います。委員長が不在の場合には、副委員長が代わりに委員長の職務を行います。

○定例会は年4回開かれます

【定例会と臨時会】

北区議会には、条例により年4回（2月、6月、9月、11月）開かれる「**定例会**」と必要に応じて開かれる「**臨時会**」があります。

【議会の招集】

議会の**定例会、臨時会**は**区長が招集**しますが、議会運営委員会の議決を経て**議長から招集請求**があったとき、又は議員定数の**4分の1以上**（北区議会においては**10人以上**）の議員から**招集請求**があったときは、区長は臨時会を招集

しなければなりません。

【会期】

議会が活動する期間を「**会期**」といいます。会期の長さは、会期のはじめに議会の議決で決めます。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

【議会の開会】

議会は、「**開会**」によって活動が始まります。開会は議長が宣告します。また、その日ごとの会議の開会・閉会も、議長の宣告により行われます。

開会のためには、原則として議員定数の**半数以上の議員**（北区議会においては**20人以上**）が出席していることが必要です。

○議会事務の窓口が区議会事務局です

【区議会事務局】

北区議会は、区民の声にお応えするために十分な活動ができるよう**事務局**を置いています。

職員は議長が任命し、本会議・委員会運営の準備や、請願・陳情の受付など、区民の窓口になっています。また、会議録や「きたくぎかいだより」の作成なども行っています。

○政治倫理について

【議員の責務・倫理基準】

北区議会は、**議員の責務や政治倫理基準**等を条例で定め、政治倫理の確立と向上に努めています。

また、政治倫理に関する事項を審査するため、**政治倫理審査会**を設置しています。

区民が議会に参加するには

○要望は請願や陳情として提出できます

【請願・陳情の提出方法】

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。請願・陳情ともに形式は同じですが、**請願書には紹介議員の署名または記名押印が必要**です。

請願・陳情の提出先（あて名）は区議会議長とし、区議会事務局へ提出します。随時受け付けておりますが、**会期の初日の4日前**（区役所が休みの日を除く）までに提出された請願・陳情につきましては、原則としてその定例会の会期中の委員会で審査されます。

（記入例）

こんな日程の場合	
4日前	月 締切日
3日前	火 祝日
2日前	水 祝日
1日前	木 金
	土 日
	月 会期初日

○○に関する請願(陳情)書
要旨
理由
※紹介議員 (署名または記名押印)
請願(陳情)者(代表者)
住所
氏名 (署名または記名押印)
電話番号
年月日
東京都北区議会議長 殿

※陳情の場合、紹介議員は必要ありません。
 ●区外に住所を有する個人又は団体から提出された陳情は、所管委員会に付託せず、参考送付する取扱いとしています。そのため、所管委員会での審査は行いません。
 ●請願者・陳情者の住所・氏名は原則公開されます。ただし、特段の理由がある場合には、一般公開資料(HP等)において住所の一部及び氏名を非公開とすることができます。非公開を希望される方は、請願・陳情をご提出される前に、区議会事務局までご相談ください。

【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は審査し、その内容に議会として賛成できるものは「**採択**」、賛成できないものは「**不採択**」とします。引き続き審査すべきと判断した場合には、「**継続審査**」とします。なお、請願と陳情の審議等の扱いは同様です。

採択された請願・陳情のうち区で取り組むべきものは、議長から区長や、教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取組状況について議会へ報告することになっています。

また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。

○議会を傍聴することができます

【会議の公開】

議会では区民に身近な問題を審議しています。区民が議会における審議状況を知ることができるように、本会議や委員会等を**原則公開**していますので、これらの会議を「**傍聴**」することができます。

【傍聴の方法】

本会議及び全員協議会は、区役所第一庁舎4階の**区議会事務局**で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。**委員会**は、区役所第一庁舎4階の委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。

傍聴の**定員**は、本会議場が**70人**、第一委員会室が**20人**、第二委員会室が**30人**で、先着順となります。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、定員数を減らす場合があります。

また、手話通訳派遣も行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

○議会広報について

【本会議等の日程】

「**区議会開催のお知らせ**」を区の掲示板や地域振興室などに掲示しています。

【議会活動の状況】

議会活動の状況をお知らせする「**きたくぎかいだより**」や本会議・委員会などの「**会議録**」・「**区議会年報**」を発行しています。

※「きたくぎかいだより」は、目の不自由な方のための**点字版、テープ版及びデージー版(声のくぎかいだより)**を発行しています。声のくぎかいだよりはホームページで聞くことができます。

【会議録・会議資料の閲覧場所】

◎会議録(本会議及び予算・決算特別委員会)

- ・区議会事務局(区役所第一庁舎4階)
- ・中央、赤羽、滝野川図書館

◎委員会記録・各種会議資料等

- ・区議会事務局

※会議録及び委員会記録・各種会議資料等は北区議会ホームページ

(<https://www.city.kita.tokyo.jp/gikaijimukyoku/kuse/gikai/>)

でも同様に閲覧できます。

※北区議会ホームページのQRコード



【議会放映】

◎J:COM東京北(ケーブルテレビ)

定例会の代表質問をJ:COMチャンネルで録画放映しています。放送日時は「きたくぎかいだより」やホームページなどでお知らせします。

◎ホームページ

定例会の代表質問及び個人質問を録画配信しています。また、臨時会は、全日程を配信しています。

区議会や議員の仕事とは

○議会の意思は本会議の議決で確定します

【議案の審議の流れ】

議会で審議し、議決する原案を「議案」といいます。

●本会議

本会議は、議員全員が集まる最も重要な会議です。本会議では、提出者より議案の説明を受け、質疑のあと、それぞれの議案を委員会に付託します。

各委員会に付託した議案の審査報告を待って本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

●委員会

委員会では、委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるすることができます。必要に応じて、区長やその他の区職員の出席を議長を通じて求めることができます。また、委員会から議案を提出することもできます。

審査が終了した時は、委員長は審査報告書を作成して議長に提出します。

※議会又は委員会が必要と認めたときは、公聴会を開いたり、参考人を呼ぶこともできます。

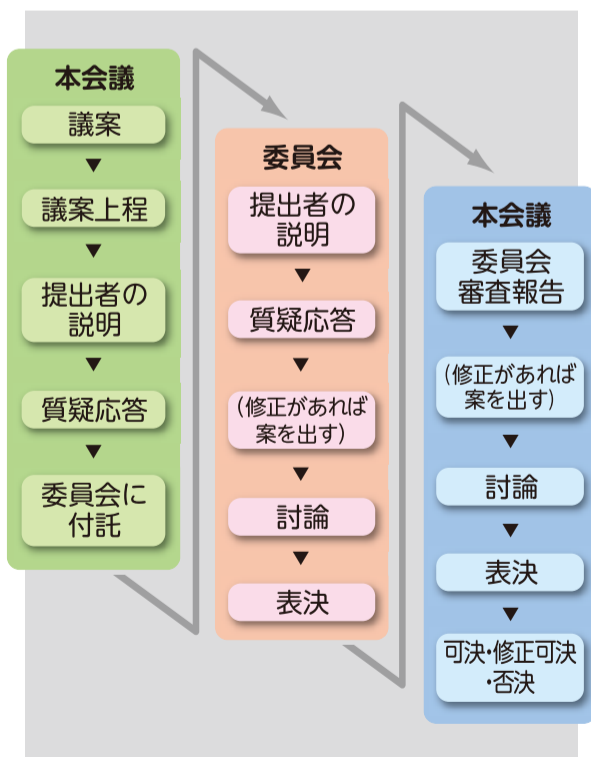
○議会で重要な議案を議決します

【議決】

議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。

議決には、予算や条例など区の団体意思を決めるものと、意見書・決議など議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算、区が結ぶ一定額以上の契約や財産の取得など、区の仕事で重要なことがらを、議会で議決します。



【議会と区長】

議会は、区民生活に関わる重要な事項を決めています。一方、区長は、議会で決められたことに基づき、実際の区の仕事を進めています。

議員も区長も、ともに区民の直接選挙により選ばれ、それぞれ独立した権限を持っています。そして相互に協力してよりよい豊かな区政を行うよう努力しています。

【区政のチェック機能】

議会日程以外でも、日常的に区政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の内容を検査することも議会の大切な仕事のひとつです。監査委員に監査を求め、実情を調べてもらうこともあります。本会議で「一般質問」を行ったり、また委員会で報告を受けて質問や提案をして、区政をチェックしています。

【任命・選任の同意、選挙】

区長が、区の重要な役職（副区長、教育長、教育委員会委員、監査委員）に就く人を決める際に、議会として同意するかどうかを決めます。また、区民の中から区の選挙管理委員を議会の選挙で選びます。

○議案は公平に、慎重に審議されます

【会議の諸原則】

本会議や委員会においては、議事を円滑に進めるための重要なルールがあります。

◎公開の原則

会議の傍聴や会議録の閲覧ができます。

◎定足数の原則

会議を開くには、定数の半数以上の議員の出席が必要です。

◎過半数議決の原則

議決するには、原則として出席議員の過半数の賛成が必要です。

◎一事不再議の原則

一度議決したら、その会期中に同じ案件については再度議決することはできません。

◎会期不継続の原則

各会期は独立しており、議決に至らなかった議案は、その会期が終われば消滅します。

◎発言自由の原則

議員は、会議で自由に発言する権利を持っています。

○議会は審議能力の向上に努めています

【議員の派遣】

議会は、審査や調査に必要があるときは、議員を派遣することができます。

【委員会の調査活動】

委員会は審査や調査に必要があるときは、委

員を派遣することができます。また、国や都の職員や専門家を招いて、説明会や勉強会を開くこともできます。

【住民意見の把握】

議員は区民の代表として、区民の意見を聞いたり、相談に応じたりして、区に対する要望を把握することに努めています。

また、区民が議会に提出する請願の紹介議員となることがあります。

【議員の調査研究活動】

議員は、議会日程以外でも、日常的に区役所の仕事を把握し、区民の意見を聞くことで、区政の問題点や課題を見つけて新しい施策を提案するなど、区政に関する調査活動や研究活動を行っています。

○議員は、条例・意見書などを議会に提案できます

【条例の提案】

区の仕事は法律、条例、規則などに基づいて行われています。区の条例は区長と議員の双方が提案する権限を持っています。

議員が提案する場合、議員定数の12分の1以上（北区議会においては4人以上）の議員の賛成が必要です。

また、委員会からも提案することができます。

【意見書の提案】

議会は公益に関することについて、国、都などの関係行政機関及び国会に意見書を提出することができます。議員及び委員会は、意見書を議会に提案することができます。

○発言・賛否の意思表示は議員の最も大切な権利です

【会議への出席権・発言権・質問権・賛否の意思表示権】

会議に出席して発言・質問したり、議題に対する賛否の意思を表明することは、議員として、最も基本的で重要な権利です。

議員は、本会議の一般質問などによって区の仕事全般について区長などに報告や説明を求めることができます。

委員会

※(令和3年5月21日現在)

常任委員会		特別委員会	
企画総務	政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	防災対策	1 地震災害について 2 風水害等について
区民生活	地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項	まちづくり	1 十条駅付近立体交差化について 2 十条駅周辺地区再開発について 3 十条地区まちづくりについて
健康福祉	健康福祉部に関する事項	都市ブランド推進	1 シティプロモーションについて 2 観光及び産業・文化PRについて 3 都市間交流・連携事業について
文教子ども	教育委員会事務局に関する事項	新型コロナウイルス感染症対策	1 区民への新型コロナウイルス感染症に関する対策・給付事業等について 2 区内事業者への新型コロナウイルス感染症に関する給付事業等について 3 区民施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策について 4 高齢者施設、障害者施設等における新型コロナウイルス感染症に関する対策について 5 区立小中学校、保育園、幼稚園等における新型コロナウイルス感染症に関する対策について 6 新型コロナウイルス感染症に関する医療機関との連絡・調整について 7 新型コロナウイルス感染症に関するワクチンの接種等について 8 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の新型コロナウイルス感染症に関する対策について
建設	まちづくり部及び土木部に関する事項		
議会運営委員会	1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項		
特別委員会	1 西ヶ原地区まちづくりについて 2 志茂地区まちづくりについて 3 赤羽駅東口地区まちづくりについて 4 赤羽西地区まちづくりについて 5 赤羽南地区まちづくりについて 6 田端地区土地区画整理事業について		

※新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が新設されました。※予算、決算審査のため、別途特別委員会が設置されます。

新しい議会の構成

議長 名取ひであき
副議長 小田切かずのぶ

議会選出監査委員 いながき 浩
// 花見たかし

常任委員会

○委員長 ○副委員長

企画総務委員会 (定数8人)



◎宮島 修
滝野川 4-30-5
080-9804-7414(公)



○戸枝大幸
田端 4-21-14
3824-1717(自)

区民生活委員会 (定数8人)



◎近藤光則
赤羽南 2-11-18-B1
090-3809-2373(公)



○せいの恵子
滝野川 3-56-7
070-3531-0812(共)

健康福祉委員会 (定数8人)



◎石川さえだ
赤羽台 2-3-4-1028
080-5485-5998(自)



○山崎たい子
豊島 7-19-10
090-2160-1292(共)

文教子ども委員会 (定数8人)



◎大畑 修
中十条 3-8-9
090-4417-4325(立)



○松沢よしはる
浮間 4-19-4-101
5918-8340(自)

建設委員会 (定数8人)



◎大島 実
堀船 2-31-2-903
090-4929-5027(公)



○本田正則
田端 3-4-12-305
3824-3956(共)



大沢たかし
赤羽西 1-5-1-907
3909-1014(自)



坂口勝也
豊島 5-5-7-1338
3912-0441(公)



いながき 浩
浮間 2-10-7
5392-1242(公)



榎本 一
滝野川 2-6-11-101
3911-4643(自)



赤江なつ
豊島 6-8-8-102
070-6480-7222(立)



宇都宮 章
神谷 3-10-8-401
3901-7036(共)



くまき貞一
西ヶ原 2-17-4-105
090-1537-4517(公)



野々山 研
岩淵町 22-31-401
090-2156-3510(共)



青木博子
志茂 4-25-3
090-6169-2671(公)



うすい愛子
赤羽 2-43-3-301
070-1599-8655(立)



佐藤ありつね
滝野川 2-43-3
5567-0095(立)



野口将人
東十条 5-16-10
6454-4881(共)



永井朋子
浮間 3-1-54-302
080-4429-6338(共)



名取ひであき
栄町 18-5
3919-1271(自)



小田切かずのぶ
中十条 3-20-19
090-2310-9695(公)



こまざき美紀
赤羽 1-59-8-4F S-12
080-3558-2604(無(無))



古田しのぶ
東十条 2-14-1-1304
080-3172-5066(公)



吉田けいすけ
赤羽 2-45-3-206
080-5405-1596(無(維))



さがらとしこ
赤羽北 3-23-17
3905-0970(共)



竹田ひろし
豊島 1-32-2-201
3912-4860(自)



福島宏紀
豊島 5-4-1-615
090-1206-6925(共)



福田光一
王子 3-9-12
3927-4025(無(新))



花見たかし
志茂 3-21-9
5902-0873(立)



山中りえ子
赤羽 2-1-7-401
090-6196-7870(無(都))



坂場まさたけ
王子 4-16-1-302
5948-9508(自)



すどうあきお
赤羽北 3-3-26
5948-4012(公)



渡辺かつひろ
中十条 1-21-2
3906-3601(自)



永沼かつゆき
志茂 2-48-4
3901-7571(自)



みつき慎太郎
昭和町 1-10-11-202
070-4122-3900(無(国))

(会派名等の略称)

自=自由民主党議員団 公=公明党議員団 共=日本共産党北区議員団 立=立憲クラブ 無(新)=無会派(新社会党所属)

無(無)=無会派(無所属) 無(国)=無会派(国民民主党所属) 無(都)=無会派(都民ファーストの会所属) 無(維)=無会派(日本維新の会所属)

議会運営委員会 (定数11人)

◎竹田ひろし ◎青木博子 大沢たかし 大畑 修 近藤光則 坂口勝也
佐藤ありつね せいの恵子 野口将人 松沢よしはる 山崎たい子

特別委員会

地域開発特別委員会 (定数8人)

◎永沼かつゆき ○野々山 研
近藤光則 名取ひであき
花見たかし 本田正則
みつき慎太郎 宮島 修

防災対策特別委員会 (定数8人)

◎永井朋子 ○すどうあきお
青木博子 うすい愛子
さがらとしこ 竹田ひろし
福田光一 松沢よしはる

十条まちづくり特別委員会 (定数8人)

◎古田しのぶ ○榎本 一
大畑 修 小田切かずのぶ
野口将人 吉田けいすけ
渡辺かつひろ

都市ブランド推進特別委員会 (定数8人)

◎佐藤ありつね ○宇都宮 章
石川さえだ いながき 浩
くまき貞一 こまざき美紀
戸枝大幸 福島宏紀

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 (定数8人)

◎大沢たかし ○坂口勝也
赤江なつ 大島 実
坂場まさたけ せいの恵子
山崎たい子 山中りえ子

会派一覧と役職

自由民主党議員団 (10人)

■大沢たかし □竹田ひろし
□松沢よしはる ☆永沼かつゆき
△石川さえだ △◇坂場まさたけ
榎本 一 戸枝大幸
名取ひであき 渡辺かつひろ

公明党議員団 (10人)

■近藤光則 □古田しのぶ
☆坂口勝也 △すどうあきお
◇くまき貞一 青木博子
いながき 浩 大島 実
小田切かずのぶ 宮島 修

日本共産党北区議員団 (9人)

■山崎たい子 □野口将人
☆永井朋子 △本田正則
◇宇都宮 章 さがらとしこ
せいの恵子 野々山 研
福島宏紀

立憲クラブ (5人)

■大畑 修
□花見たかし
☆佐藤ありつね
△赤江なつ
△◇うすい愛子

■幹事長 □副幹事長 ☆政務調査会長 △政務調査副会長 ◇議会情報PR委員会委員

きたくぎかいだより No.282

編集：議会情報 PR 委員会

発行：東京都北区議会

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22

☎：03(3908)9948

FAX：03(3908)0600

区議会の活動は、北区のホームページでもご覧になれます。

北区議会

検索